

別紙様式1 (倫理委員会・病院治験審査委員会提出用)

- (1) 研究課題と関連があると想定される、又は、外部からその関連が指摘される可能性のある法人(企業・団体など)について、経済的利害関係、産学連携活動等の関係の有無をご申告ください。
- (2) 関連性については、本学教職員のみではなく、教職員のご家族も含まれます。Ⅱ.教職員の家族の申告にご記入ください。
- (3) 申告対象者：教職員本人及び教職員の家族(教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者(両親および子ども))
- (4) 申告対象期間：申告日から起算して過去1年間および今後1年分(見込を含む)
- (5) 提出先：倫理審査を受ける倫理委員会/治験審査を受ける治験審査委員会(提出方法は各事務局へご確認ください。)

東北大学 人を対象とする生命科学・医学系研究に係る利益相反自己申告書(概略)

(情報科学研究科人間対象研究倫理委員会) 委員長 殿

1. 研究課題(治験実施)名:

2. 本研究における申告者の立場: 研究責任者(研究代表者) 研究分担者 所属分野等の長

3. 上記研究課題と関連する事項について、**下記A~Cの該当の有無をチェックしてください。**

※A~Cの項目に1つでも該当がある場合は、倫理審査を受ける前に利益相反マネジメント委員会の審査をお受けいただく必要があります。下記申告方法 a) をご確認くださいの上、所定の書類をご提出ください。

I. 教職員本人の申告

(教職員の家族(教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者)の申告は次頁です)

A. 経済的利害関係

- 有 無 株式・新株予約権等の取得・保有・売却、出資をした
未公開株(公開後1年以内も含む)は1株以上、公開株は発行済み株の5%以上保有している場合、該当します。また、L.L.C(合同会社)、L.L.P(有限責任事業組合)等への資金提供は出資に該当します。
- 有 無 年間100万円以上の個人収入^(*1)を得た／
年間200万円以上(個人配分・研究室配分の合計)のロイヤリティ収入を得た
- 有 無 無償で機材借用・役務提供^(*2)を受けた、無償で物品・試料等の提供を受けた
(契約の有無を問わない。ただし、共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものを除く)
- 有 無 融資、保証を受けた(銀行などの金融機関は除く)

B. 産学連携活動等の関係

- 有 無 産学連携活動^(*3)
- 有 無 非上場企業またはNPOを含む非営利法人の役員に従事

C. 当該治験を実施するのに併せて、さらに上記AおよびBの項目のいずれかに該当する場合

有 無

Ⅱ. 教職員の家族(教職員と生計を同じにする配偶者および一親等の者)の申告

A. 経済的利害関係

- 有 無 株式・新株予約権等の取得・保有・売却、出資をした
未公開株(公開後1年以内も含む)は1株以上、公開株は発行済み株の5%以上保有している場合、該当します。また、L.L.C(合同会社)、L.L.P(有限責任事業組合)等への資金提供は出資に該当します。
- 有 無 年間100万円以上の個人収入^(*1)を得た／
年間200万円以上(個人配分・研究室配分の合計)のロイヤリティ収入を得た
- 有 無 無償で機材借用・役務提供^(*2)を受けた、無償で物品・試料等の提供を受けた
(契約の有無を問わない。ただし、共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものを除く)
- 有 無 融資、保証を受けた(銀行などの金融機関は除く)

B. 産学連携活動等の関係

- 有 無 産学連携活動^(*3)
- 有 無 非上場企業またはNPOを含む非営利法人の役員に従事

C. 当該治験を実施するのに併せて、さらに上記AおよびBの項目のいずれかに該当する場合

- 有 無

- (*1) 国、地方自治体、独立行政法人など公的機関からの兼業報酬、学校の講義等(非常勤講師)による収入および医療機関等からの医療行為に関連する兼業報酬は含みません。
- (*2) 自主研究や学会の際、人員を派遣して頂く場合が考えられます。なお、学会のうち、企業との共催によるもの、また、共同研究契約・受託研究契約・受託業務契約に含まれるものは除きます。
- (*3) ①寄附金、②共同研究・受託研究(治験を除く)・受託業務(依頼試験・分析含む)・学術指導・コンソーシアム、③研究助成金の各受入(①～③はそれぞれ年間200万円以上(間接経費、研究料、消費税、全てを含んだ総額)の場合)、④寄附講座・寄附研究部門所属職員で、当該課題において寄附元の製品を使う等、本研究に関し、寄附元との関連性があると想定される可能性のある場合、⑤受託研究員等(企業からのポストドクを含む)の受入、⑥成果物の授受、⑦非上場企業またはNPOを含む非営利法人へ兼業する場合などが該当します。
なお、上記②、③については、国、地方自治体、独立行政法人など公的機関の研究費のみの場合は含みません。
ただし、当該研究費をもとに民間企業との共同研究、受託研究、再委託業務など行う場合は、申告の対象となります。該当例としては、NEDOのプロジェクトのように民間が受けたプロジェクトについて、大学が再委託を受ける場合などです。

【申告方法】

a)本研究(治験)の研究関係者(研究責任者、研究分担者、所属分野の長)のうち、1名でも上記項目が「有」に該当する場合:

該当者は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に係る利益相反自己申告書(詳細)」を作成し、研究責任者が、以下(1)、(2)の書類をとりまとめたうえ、所定の方法にて、利益相反マネジメント事務室へ提出してください。

- (1)提出書類:「人を対象とする生命科学・医学系研究に係る利益相反自己申告書(詳細)」
※本研究(治験)の研究関係者のうち、本申告書の項目A～Cのいずれかに該当「有」の者全員分
提出方法: 学内便(学内便番号: 事B16-3)
- (2)提出書類: ①倫理審査申請書(治験の場合は不要)※、②同意説明文書(情報公開文書)、③研究計画書、④研究分担者リスト(治験の場合)、⑤その他関連書類(研究実施に係る契約書、倫理委員会へ提出予定の書類 等)
※指針下の研究のうち、他機関の倫理審査委員会で審査を受ける場合は、本学倫理審査申請システムにて申請した画面を電子媒体(pdf)にてご提出ください。
提出方法: メール(電子媒体(word,pdf)の書類を提出してください。)

b)本研究(治験)の研究関係者(研究責任者、研究分担者、所属分野の長)全員が、上記項目が全て「無」に該当する場合:

研究責任者は研究関係者全員分の本申告書を取りまとめ、倫理委員会へ提出の上、倫理委員会の審査をお受けください。
※書類の提出方法は倫理委員会事務局へご確認ください。

研究(治験)に係る私および私の家族の利益相反に関する状況は、上記のとおり相違ありません。
また、当該研究(治験)中および終了後において、利益相反に関する事項が発生する場合には、速やかに申告いたします。

年 月 日 所属 職名 氏名
(自筆にて署名願います)